

沿岸域における漂流・漂着ごみ対策に関する意見書

全国第4位の海岸線距離を有し、島嶼県である本県の沿岸域では、近年、大量の漂流・漂着ごみが相次いで発生し、景観、水産業、動植物の生態、環境負荷等さまざまな問題を惹起させている。

しかもこれらの漂流・漂着ごみは、年々その量が増加するとともに、発生源も国内外にわたり、また、その質もペットボトル等のプラスチック製品から木材、さらには劇薬まで雑多なものとなっている。

また、各離島にはそれぞれの処理施設がないため、処理施設のあるところまで海上運搬しなければならず、多大な労力と経費を要することや、突発的にしかも繰り返し繰り返しごみが漂流・漂着するため、各地域及び自治体では対応に苦慮している。

さらに、現行法では、海岸の清潔を保持することが自治事務とされ、ごみをどの程度処理するかも含めて海岸管理者である都道府県の判断に委ねられているが、予算、人員の制約から、市町村がやむを得ず処理する機会が多いため、財政が逼迫している自治体にとって大きな負担となっている。

よって、国におかれては、相次ぐ原因不明の漂流・漂着ごみの対策として、下記の事項について配慮されるよう強く要請する。

記

1. 漂流・漂着ごみの処理は、本来沿岸域を所管する自治体の責任とすべきものではなく、国の責任と負担で実施すべきものであるとの観点に立ち、国と自治体などの責任及び役割を明確にすること。
2. 近年、外国からのごみが増加している実態に鑑み、関係国との連携を図るなどして実効性のある防止対策を講じること。
3. 各地域・離島でのごみ処理に当たっては、それぞれの地域・離島の地理的特性、自然条件など地域の実状に応じた対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月23日

沖縄県石垣市議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、沖縄及び北方対策担当大臣